

東北学院大学 施設使用上の注意事項

東北学院大学（以下、「本学」という。）の施設を使用される方は、以下の注意事項を遵守してください。

1. 施設貸出の原則について

- 1) 本学の授業運営その他学内の使用に支障がなく、かつ、営造物本来の使用目的に反しない場合に限り、定められた施設の貸出しが可能です。
- 2) 使用可能時間帯は、原則として9:00~17:00です。ただし、7:00~19:00までの範囲で延長申請が可能ですので、事前にお問合せください。なお、利用時間は、準備と片付けの時間を含み、入構~退構の時間を申請してください。

2. 施設の使用に関する注意事項

- 1) 営造物の使用にあたっては、誠意を持って本学管理者の指示に従い、使用後は、照明・空調のスイッチを切り、机・椅子の移動、掲示物の撤去、遺失物の確認も含め、必ず使用前の配置に戻してください。
- 2) 貸与された鍵・備品などは、必ず指定場所に返却してください。
- 3) 原則として、ごみはお持ち帰りください。
- 4) キャンパス内は全面禁煙です。また、「仙台市歩行喫煙などの防止に関する条例」が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、利用者に対し、学外周辺での歩行喫煙などの防止を周知願います。
- 5) 利用者用の駐車場はございませんので、必ず公共交通機関を利用してください。大学周辺の道路、敷地、近隣店舗への無断駐車は絶対におやめくださいますよう、主催団体より利用者へご周知ください。
- 6) 主催団体において、荷物搬入などの理由により車両入構が必要な場合は、あらかじめ車種、車両台数、入構時間をご連絡ください。なお、駐車場内における盗難、破損などの事故について、本学は一切の責任を負わないものとします。
- 7) 敷地内において、営利目的での物品販売及び営業目的でのチラシなどの配布、政治・宗教への勧誘活動などを禁止します。
- 8) 敷地内において、大学により指定された区域外での飲食を禁止します。
- 9) 許可を受けた施設以外への立ち入りを禁止します。
- 10) 火気類の使用、危険物の持込を禁止します。

3. 使用許可の取消

次の各号に該当する場合は、施設の使用許可の取り消しを行う場合があります。

- 1) 本学の指示に従わない場合

- 2) 許可を受けた使用目的以外に使用する場合
- 3) 施設使用申込書の記載内容に虚偽があると認められた場合
- 4) 本学の授業・行事及び課外活動などの妨げとなる行為が認められた場合
- 5) やむを得ない事情により、本学で使用の必要性が生じた場合
- 6) 使用日までに大学内及び大学周辺において、不測の事態が予想される場合、又は運営管理上支障があると認められる事態が発生した場合
- 7) その他、不適切な施設使用があると認められた場合

4. 免責・損害賠償

- 1) 使用許可の取消を命じられたことにより、利用者に損害が生じた場合においても本学はその損害を賠償する一切の責任を負いません。
- 2) 施設使用中における事故などの発生により、利用者が損害を受けた場合においても、本学はその損害を賠償する一切の責任を負いません。
- 3) 故意又は過失により、施設使用中に施設、設備、備品を破損又は滅失したときはその損害を現物又は相当額をもって賠償していただきます。
- 4) 使用許可を受けた施設内に遺失物がないよう、主催者から利用者に対し、十分な注意喚起を行ってください。遺失物があった場合には主催者にて管理・保管をお願いします。遺失物の紛失などにより、利用者が損害を受けた場合においても、本学はその損害を賠償する一切の責任を負いません。

5. 安全対応のための措置について

本学へ500名を超える利用者が来学する場合は、不測の事態に備えて警備員を配置していただくよう、すべての主催団体へお願いしております。事故防止の見地と利用者の安全確保のため、ご協力をお願いいたします。なお、主催団体において、警備会社との契約を行ってください。

※本学の警備に馴れている本学の警備委託業者との契約をご希望の場合はお問合せください。

6. 施設使用料金の納入について

施設使用申込書をご提出いただいた後、お申込みいただいたご担当者様へ見積書を送付いたします。施設使用料金は、ご使用後に発行する請求書に記載する銀行口座へお振込ください。

なお、使用教室や使用時間などの変更が発生した場合は、使用日の2日前までに必ずご連絡願います。使用日を過ぎてからの使用料の変更は、いかなる理由があってもできません。

以 上